

障害児の通所支援に関するガイドライン策定検討会

「放課後等デイサービスガイドラインの構成案」についての意見

日本重症心身障害福祉協会

(別添 2 に沿って)

1 総則について

(2) 「後方支援」に関する書きぶりについて

特になし

(3) 総則 (3)

◆総則 (3) の構成はこのままで

◆①基本姿勢の内容について

以下のことを付け加えていただきたい。

「医療的ケアを要する者に対しては、専門職による適切な助言と処置によって子どもと職員が安心できるケアの場を提供することを前提とする。」

◆②基本活動の内容について

ア 以下のことを付け加えていただきたい。

「なお、子どもの体調への配慮を行う。」

エ 以下のことを付け加えていただきたい。

「特に重度の障害児には、帰宅のための移動に備えた休息も交えて行う。」

2 設置者・管理者向け、児童発達支援管理責任者向け、従業者向けガイドラインの構成について

設置者・管理者向けガイドラインに以下のことを付け加えていただきたい。

(1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

① イ 適切な職員配置（「利用者の医療的ケアに対応可能な専門職の配置」）

ウ 適切な施設・設備等の整備（「医療的ケアのための備品・設備の整備を行う」）

③ イ 研修受講機会の提供（「吸引等、医療的ケアの研修の受講機会を提供する」）

(3) 緊急時の対応と法令遵守

①緊急時対応（「窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を含む」）

④ 衛生管理（「・・・吐物等に関する処理方法の周知徹底」）

同様の事項を児童発達支援管理責任者、従業者向けにも加えていただきたい。

3 家族支援について

○家族支援について、総則にどのような内容を盛り込むべきか

(2) 基本的役割における記載例に以下のことを付け加えていただきたい。

「また、育児上困難に直面している家族を受け入れ、ともに子どもの持つ可能性に目を向けていくものである」

4 その他

○上記の他に、重要な論点が漏れていないか

医療的ケアを行う専門職（研修により吸引等の実施が可能になった職員を含む）について述べていただきたい。

多機能型事業所の場合、児童発達支援、また、生活介護の対象者へのサービスに支障のないよう、配慮したものにしていきたい。

以上です。